

(仮称) 四時風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠であることから、周辺住民等に対しては、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく示すこと。

また、周辺住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。

さらに、周辺住民等の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。

- (2) 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する説明会の実施にあたっては、周辺住民等が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定するとともに、複数の方法（地区の回覧板の活用等）により周知すること。

また、縦覧期間の終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置することなどにより、周辺住民等に対する事業計画の周知徹底を図ること。

- (3) 事業の実施にあたっては、住居等の分布状況、住民意見、地形、地質、風況、事業実施想定区域の周辺における他の風力発電事業等、多面的・複合的な視点から周辺環境への影響を評価するとともに、風力発電機の規模、基数、配置等について、周辺環境への影響が回避されるよう複数案を検討し、その結果を方法書に記載すること。

- (4) 当該開発行為に関連し、農地転用の必要がある場合は、いわき市農業委員会と事前協議のうえ、所定の手続きを行うこと。

- (5) 事業実施想定区域内には「農用地区域」が存在することから、開発等を行う際には事前にいわき市農業政策課と協議すること。

また、事業実施想定区域内及び周辺における営農への影響を回避すること。

- (6) 環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の指導及び助言を仰いだ上で、最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価するとともに、方法書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、理解しやすい内容とすること。

なお、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事情が生じた場合は、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。

- (7) 事業実施想定区域の約2～15kmの地域においても、風力発電事業が計画されており、本事業計画との累積的な影響が懸念されることから、双方の事業の影響を受けることが予測される地域については、調査地点として選定し、他方の事業の影響も含めて環境影響の調査、予測、評価を行うこと。

また、既設の風力発電事業の影響も受けることが予測される地域については、調査地点として選定し、他の事業の影響も含めて環境影響の調査、予測、評価を行うこと。

- (8) 計画地は、都市計画区域外となっており、また、第二次いわき市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、「森林保全・育成区域」に位置付けている。

当該区域は国土保全、水源涵養など多様な機能を持つ山林は、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等を努めることとされていることから、施工の際は、周辺環境へ十分配慮し適正な管理をすること。

2 個別的事項について

【大気環境】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺 2 km の範囲には住居が 108 戸存在しており、内、事業実施想定区域には 3 戸の住宅が存在している。事業計画の検討にあたっては、建物等の位置に配慮し、風力発電機までの距離の確保や配置計画、機種を検討を行うとしているが、人が生活している又は活動している近傍に風力発電機を設置するのは原則回避し、十分な距離をとること。
- (2) 発電設備の稼働に伴う「低周波音」及び「超低周波音」については、地表面での吸収や空気吸収がほとんどなく、騒音に比べ遠方まで伝搬することから、環境影響評価方法書においては調査範囲を適切に設定すること。

【水環境】

- (1) 配慮段階の事業実施想定区域及びその周囲は、いわき市水道水源保護条例の水道水源保護地域に指定されていることから、造成工事に伴い森林の水源涵養機能が損なわれることのないよう管理保全を徹底する計画とすること。
- (2) 水環境について、造成工事は一時的な影響であり、環境保全措置を講ずることをもって計画段階配慮事項として選定しないとしているが、飲用井戸も含め利水への影響がないことを担保する計画とすること。
- (3) 風力発電施設に自動消火装置を付帯させる場合、その消火剤の成分がハロゲン等を含む有害成分に当たらないものを選定し、又は、飛散等の防止措置を確実に講じ、水源の土壌汚染を回避する計画とすること。

【動植物・生態系】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺で、哺乳類から底生動物に至るまで重要な動物の生息が確認されており、森林の伐開等による改変及び風力発電機の稼働により動物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、調査及び予測を十分に行い、重要な動物への影響を回避、低減するよう配慮すること。

特に、既存調査において、事業実施想定区域がクマタカの生息及び繁殖が確認されたエリアとなっていることから、クマタカをはじめとする猛禽類の生息環境及び繁殖環境

が損なわれないよう配慮すること。

- (2) 事業実施想定区域については、既存文献において、重要な植物の生育が確認されており、森林等の伐開による改変及び風力発電機等の設置工事によって植物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、調査及び予測を十分に行い、重要な植物への影響を回避、低減するよう配慮するとともに、移植措置については可能な限り回避すること。

また、事業実施想定区域及びその周辺には、重要な自然環境のまとまりの場である「四時川のイヌブナ林」等が分布していることから、事業実施に当たっては当該環境への影響に支障が生じないよう配慮すること。

- (3) 事業実施想定区域及びその周辺には河川の源流部が存在しており、森林の伐開等による改変及び風力発電機等の設置工事で発生する土砂や濁水の流入で、水生生物及び魚類への影響が懸念されることから、工事実施時に発生する土量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流入等を抑える対策を講じることにより、水生生物及び魚類への影響を回避、低減するよう配慮すること。

- (4) 事業の実施にあたって、緑化を行う場合には、生物多様性を保全する観点から、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、地域の在来種や固有種を用いること。

また、法面緑化を行う場合にあっては、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊が起こらないようにすること。

- (5) 環境影響調査の実施にあたっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の原状回復に努めること。

【景観】

事業実施想定区域及びその周辺には住居が存在する。また、同区域周辺には朝日山等の眺望点が存在し、供用時にはこれらの地点からの景観への影響が懸念される。については、本事業の風力発電機等の配置等及び風力発電機の塗装の色を検討するに当たり、景観への影響を回避、低減するよう配慮すること。特に、風力発電機の塗装については圧迫感のない色とするよう検討すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

事業実施想定区域周辺には朝日山及び明神山が存在し、供用時には登山者への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、登山者への影響を回避、低減するよう配慮すること。

【廃棄物等】

事業実施想定区域における風力発電機の設置工事及び道路の拡幅等にあたっては、相当量の伐採木や残土の発生が見込まれることから、その発生量の見込み、発生の抑制方法、

適切な処理方法、切土量・盛土量等について検討し、その結果を方法書へ記載すること。

【その他の環境について】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には住居が存在しており、供用時の電波障害が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、住居への電波障害を回避、低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺には住居が存在しており、供用時の風力発電機の影による環境影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、住居への影響を回避、低減するよう配慮すること。

【その他（届出及び協議関係）】

- (1) 一定規模以上(高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m² 超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積 3,000 m² 超又は法面の高さ 5 m 超かつ長さ 10m 超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要になるため、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m²、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測され、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となるため、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
- (2) 事業実施想定区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在せず、また、天然記念物等も確認されていないため、現在のところ文化財保護法に基づく取扱いはいらない。
なお、当該事業に係る工事中、土器などの遺物を発見した場合には、埋蔵文化財保護のために速やかにいわき市文化振興課と協議すること。
- (3) 森林の立木を伐採する際には、森林法に基づき「伐採及び伐採後造林の届出書」が必要になる場合があるため、いわき市林業振興課と協議すること。